

県東地域
災害時栄養・食生活支援活動マニュアル
Ver. 1

2025年5月
栃木県県東健康福祉センター

目 次

第1 総則	
1 策定の趣旨	・・・P. 3
2 内容	・・・P. 3
3 災害時栄養・食生活支援活動の必要性	・・・P. 4
4 用語について	・・・P. 4
第2 住民への栄養・食生活支援活動	
1 平常業務における対応	
（1）市町における基本的対応	・・・P. 5
（2）県東健康福祉センターにおける基本的対応	・・・P. 7
2 災害時における対応	
（1）市町における基本的対応	
ア 災害発生後から24時間以内	・・・P. 9
イ 災害発生後から72時間以内	・・・P. 9
ウ 概ね2週間以内・避難所対策が中心の時期	・・・P. 11
エ 概ね2週間以上・避難所から概ね仮設住宅入居までの期間	・・・P. 12
（2）県東健康福祉センターにおける基本的対応	
ア 災害発生後から24時間以内	・・・P. 13
イ 災害発生後から72時間以内	・・・P. 13
ウ 概ね2週間以内・避難所対策が中心の時期	・・・P. 14
エ 概ね2週間以上・避難所から概ね仮設住宅入居までの期間	・・・P. 15
（3）時系列毎の災害時栄養・食生活支援活動の概要	

資料編目次

第1 避難者向け啓発用資料

1 配布用チラシ

- 1 平時からの備えについて

2 職員・スタッフが使用する資料

避難所用ポスター

- 1 食事（栄養）相談について
- 2 おやつの食べ過ぎに注意
- 3 カップ麺の汁について
- 4 食中毒予防のために
- 5 手洗いについて
- 6 食事の盛り付け担当の方へ
- 7 避難所で食事を提供する方へ

3 食物アレルギー対応

避難所用リーフレット

- 1 食物アレルギーのあるお子さんは、サインプレートをつけましょう
- 2 食物アレルギーをもつ子どもに安全な食事を
- 3 食物アレルギーっ子の防災用品
- 4 災害時要支援者用特殊食品例

第2 様式例集

1 栄養・食生活相談

様式1 栄養・食生活相談票

様式2 栄養・食生活相談票（経過要旨）

様式3 栄養・食生活支援実施報告書（日報まとめ）No. 1, 2

様式4 物品受け払い簿（特殊食品）

様式5 避難者集計表

2 食事の配慮が必要な方への対応（食物アレルギー含む）

様式1 個人調査票（食事に配慮が必要な方対象）

様式2 特殊食品利用台帳

様式3 特殊食品配送・保管表

様式4 アレルギーサインプレート

第3 避難所の炊き出し

資料1 災害時避難所（炊き出し）献立例

資料2 災害時避難所（炊き出し）料理集

資料3 非常災害時のパッククッキング

◆参考・引用文献

◆作成検討会名簿

第1 総則

1 策定の趣旨

本マニュアルは、「県東健康福祉センター災害時保健医療福祉活動マニュアル」を踏まえ、災害時の保健活動における栄養指導対策を効果的に行うための目安とし、被災住民の食生活や栄養状態の悪化を防ぎ、関係する機関や職種と連携しながら、迅速かつ効果的に展開するために策定するものである。

なお、本マニュアルは適宜見直しを行うものとする。

2 内容

地震、風水害等の自然災害が発生した場合に、県東健康福祉センター及び管内市町管理栄養士（以下、「行政栄養士」という）が、防災担当課や事調達担当課等の職員との連携のもと、発生直後から速やかに栄養・食生活支援活動を行い、被災者の自立と心身の健康維持を図るための共通ツールとして作成した。

また、平常時の体制整備とあわせて、災害時の被災者支援について、時系列に災害時に想定される状況とそれに伴い、県東健康福祉センターと管内市町が行う事が想定される活動を整理した。

(1) 想定する災害、配備区分と基準

本マニュアルでは、県東健康福祉センター災害時保健医療福祉活動マニュアルにおいて想定した災害規模及び配備区分の基準に準ずる。

ア 震災：おおむね震度6弱以上の地震による災害

イ 風水害等：台風、集中豪雨、大雪等による被害

(2) 市町、健康福祉センターに分けて記載

災害時における食に関する様々な問題は、時間経過とともに異なる。いつ、どんな栄養・食生活支援活動が求められるか平常時から災害を想定した備えをイメージし、関係者と共有しておくことは、災害時に落ち着いて対応するために重要である。本編では、市町や健康福祉センターに生じる問題とそれを解決するための具体的な栄養・食生活支援活動を示す。

(3) 活動時期を時系列ごとに分けて記載

被災現場では、災害発生後から時間経過とともに様々な問題が生じ、的確な対応が求められる。そのため、災害救護で使用される経過を「フェーズ」とし、災害発生直後から各期に分けて記載した。

但し、時系列区分は目安であり、災害規模や状況に応じて、柔軟に活動を展開することが必要である。

ア 平常時

イ 災害時

- | | |
|--------|--|
| ■フェーズ0 | : 概ね災害発生から24時間以内
初動期 |
| ■フェーズ1 | : 概ね災害発生から72時間以内
緊急対応期 |
| ■フェーズ2 | : 概ね4日目から1週間まで
応急対策期、避難所対策が中心の期間 |
| ■フェーズ3 | : 概ね1週間から2週間まで
応急対策期、避難所から概ね仮設住宅入居までの期間 |
| ■フェーズ4 | : 概ね2週間以降
復旧・復興対策 |

(4) 資料編

避難所で使用する食事状況調査票や相談記録などの様式例や、食物アレルギーのある方に配付する啓発資料、1週間分の炊き出し献立例などで構成した。

3 災害時栄養・食生活支援活動の必要性

災害が発生した時に、早い時期から栄養・食生活支援活動を進めることは、被災者の心の安定はもとより、栄養状態及び慢性疾患の病状の悪化を最小限にとどめ、より早く回復させるなど、避難生活の健康保持のために重要である。また、災害発生直後の被災地域では、一般被災住民への食料供給だけでなく、同時に災害要配慮者等の「食事に特別な配慮が必要な人」への早急な支援が求められる。

災害発生直後は、行政機能も麻痺していることが想定されるが、所属長の指示のもと、関係機関と連携し、被災地の置かれている状況やニーズを速やかに把握し、優先順位を決定して業務に当たる。

災害対応の主体は被災市町であるが、健康福祉センターは、被災市町が策定する対応・復旧・復興計画が円滑に実施できるよう支援をしていく。

また、管内市町では行政栄養士の配置人数が少ないため、災害発生直後、保健衛生活動には配置されず、自治体職員として避難所担当や救援物資の分配担当等になることが想定される。その場合でも、災害直後から栄養指導対策を企画し、保健師や災害対策本部等の関係者と連携し、被災者の栄養確保のためのさまざまな活動を行う必要がある。市町内で栄養士の専門性を活かした活動ができる体制づくりのため、平常時から関係者との認識や考え方を相互に共有することからはじめることが重要である。

4 用語について

本編中では、災害時要配慮者、食事に特別な配慮が必要な人を次のとおり定義して使用する。

■災害時要配慮者（以下、要配慮者）とは

災害対策基本法では、防災上、「高齢者、障がい者、乳幼児者その他の特に配慮を要する人」と定義している。「その他」とは、人工呼吸器使用者や人工透析患者など医療ニーズの高い人、妊産婦、外国人なども想定される。

また、要配慮者のうち、「災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」をいう。「避難行動要支援者名簿」は市町村に作成を義務づけられ、要配慮者支援についての強化している。

■食事に特別な配慮が必要な人とは

災害時要配慮者の中でも特に、栄養確保の観点から避難所等で普通の食事のできない人のことをいう

- ・乳幼児（ミルク・離乳食等が必要な人）
- ・食物アレルギーを持つ人
- ・高齢者等で嚥下や咀嚼が困難な人（粥食や形態調整食等が必要な人）
- ・病気のために食事療養を受けている人（糖尿病・腎臓病や透析患者、難病等の重症患者等）

第2 住民への栄養・食生活支援活動

災害発生時の迅速かつ適切な栄養・食生活支援活動を行うためには、平常時からの十分な備えが必要であり、現状把握や体制整備、普及啓発などに取り組む。

災害時の栄養・食生活支援活動は、多くの地域関係者との連携・協働によってはじめて被災住民に必要な支援が届く。そのためには、行政栄養士だけでなく、日頃から庁内外関係者等と一緒に検討することによって、災害対策の体制について情報を共有し、必要な対策を考えることが重要である。

1 平常業務における対応

(1) 市町における基本的対応

災害時において、被災者支援の第一線になることから、平常時の備えが重要であり、支援対策の明確化、食料・水の備蓄及び供給体制や要配慮者の把握方法等の活動に必要な情報、関係機関等との連携内容等を整理しておく必要がある。

項目 番号	業 務	確認
対応項目 1 災害時の地域防災計画の確認、連携体制の強化		
1-1	自市町地域防災計画内容を把握する	<input type="checkbox"/>
1-2	防災計画における所属課の役割を把握する	<input type="checkbox"/>
1-3	防災計画に栄養・食生活支援の内容を確認し、災害時の進め方のイメージをする	<input type="checkbox"/>
1-4	1-3 の栄養・食生活支援内容において具体的な役割が決められている	<input type="checkbox"/>
1-5	課内で災害時の役割分担が決められている	<input type="checkbox"/>
1-6	災害時、栄養・食生活支援が必要な人が円滑に栄養士担当者へつながる体制があり、関係者(保健師等)、他課職員と共有する	<input type="checkbox"/>
対応項目 2 適正な食料備蓄、食料供給に関する協定確認		
2-1	市町防災計画における食料・水の供給方法、供給先・輸送方法を確認する	<input type="checkbox"/>
2-2	災害時用食料・水の量・保管場所・種類を確認する	<input type="checkbox"/>
2-3	防災担当課等と連携し、災害時に不足しがちな食料や要配慮者用の食料の備蓄の種類、量について検討する	<input type="checkbox"/>

2-4	食料についての協定内容を把握する	<input type="checkbox"/>
対応項目3 災害時要配慮者の把握、普及啓発、支援体制の整備		
3-1	災害時の食事について、特別な対応を必要とする対象者の把握方法を関係者と共有する	<input type="checkbox"/>
3-2	要配慮者に提供できる食品の備蓄内容を把握する	<input type="checkbox"/>
3-3	要配慮者用の食品を入手できる業者を把握する	<input type="checkbox"/>
3-4	自ら食品を備蓄する必要性を対象者へ普及啓発する	<input type="checkbox"/>
3-5	災害時に、栄養や食事の相談が栄養士にできることを対象者に伝えている	<input type="checkbox"/>
3-6	災害時に対象者へ必要な栄養・食生活支援を円滑に行えるよう、日頃から関係者の連携を図っている	<input type="checkbox"/>
対応項目4 避難所支援体制（炊き出し）の構築		
4-1	防災計画における炊き出し内容（場所・熱源・調理機器・食器等の確保等）を確認している	<input type="checkbox"/>
4-2	炊き出し用の献立がある（1週間程度）	<input type="checkbox"/>
4-3	炊き出しを実施するための人材育成・研修を実施している	<input type="checkbox"/>
4-4	防災担当課及び給食施設（学校・保育所他）、自主防災組織、町内会等と連携し、炊き出し体制が整備されている	<input type="checkbox"/>
対応項目5 住民への普及啓発、災害時の連携体制		
5-1	家庭内で食品を備蓄する必要性を住民に普及啓発している（3日分程度）	<input type="checkbox"/>
5-2	庁内関係課及び県関係機関、栄養士会、食生活改善推進員協議会などの関係機関へ災害時栄養・食生活支援に関する情報提供を行っている	<input type="checkbox"/>
5-3	庁内関係課及び県関係機関、栄養士会、食生活改善推進員協議会などの関係機関と災害時栄養・食生活支援体制を検討し、共有している（会議・研修会）	<input type="checkbox"/>

(2) 県東健康福祉センターにおける基本的対応

災害発生に備えて市町村の食料備蓄の促進や食料供給体制の整備、炊き出しの体制整備を支援していく必要がある。地域関係者の支援体制の整備や関係者による一般家庭での食料備蓄の促進の普及啓発等を実施する。

項目 番号	業 務	確認
対応項目 1 災害時の所内の体制整備		
1-1	栃木県地域防災計画内容の栄養・食生活支援対策を把握する	<input type="checkbox"/>
1-2	栄養・食生活支援対策の内容を確認し、災害時対応の進め方のイメージをする	<input type="checkbox"/>
1-3	災害時における県東健康福祉センター災害時保健医療福祉活動マニュアル等における所属課の役割を把握する	<input type="checkbox"/>
1-4	災害時、特殊栄養食品利用者名簿がスムーズに栄養士等担当者へつながる体制があり、関係者（保健師等）と共有している	<input type="checkbox"/>
対応項目 2 市町の地域防災計画等の確認		
2-1	管内市町が策定している地域防災計画における栄養・食生活支援の内容を把握する	<input type="checkbox"/>
2-2	県及び、管内の市町、関係団体の備蓄食品、水の量、配給方法について把握する	<input type="checkbox"/>
2-3	市町、関係団体などへ、適切な備蓄量、種類、保管場所を助言する	<input type="checkbox"/>
対応項目 3 災害時要配慮者の把握、普及啓発、支援体制		
3-1	要配慮者用食品や保健機能食品を提供できる施設や食品メーカー等について、日頃から情報を把握しておく	<input type="checkbox"/>
3-2	難病患者等災害時の食事に関する対応が必要となる対象者を把握する方法を関係者（保健師等）と共有する	<input type="checkbox"/>
3-3	市町における要配慮者の把握方法を確認する	<input type="checkbox"/>
3-4	管内における要配慮者に提供できる食品の備蓄状況を把握し、適切に供給できる体制について助言する	<input type="checkbox"/>
3-5	災害時に、栄養や食事の相談が栄養士にできることを伝える	<input type="checkbox"/>
3-6	災害時に対象者へ必要な栄養・食生活支援を円滑に行えるよう、日頃から関係者（保健師等）と連携を図る	<input type="checkbox"/>

対応項目 4 避難所支援体制の構築、市町への普及啓発		
4-1	管内市町ごとに、市町防災計画における栄養・食生活支援の内容を把握する	<input type="checkbox"/>
4-2	県及び市町の食料についての協定内容を把握し、適切な供給体制について助言する	<input type="checkbox"/>
4-3	管内避難所の場所、収容人数、設備等を確認する〔食料、飲料水等の備蓄（アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルクの備蓄等も確認）〕市町と連携し、災害時に不足しがちな食料や要支援者用の食料備蓄の種類・量について助言する	<input type="checkbox"/>
4-4	市町の炊き出し内容（場所・熱源・調理機器・食器等の確保など）について把握し、助言する	<input type="checkbox"/>
4-5	炊き出しを実施するための人材育成・研修を実施または支援する	<input type="checkbox"/>
4-6	市町担当者と連携し、炊き出し体制について検討する	<input type="checkbox"/>
4-7	家庭内で食品を備蓄する必要性を住民に普及啓発する（3日分）	<input type="checkbox"/>
対応項目 5 地域内の支援体制の整備、衛生知識の普及啓発		
5-1	市町等関係機関へ、災害時の栄養・食生活支援に関する情報提供を行っている	<input type="checkbox"/>
5-2	市町及び栄養士会、食生活改善推進員協議会、調理師会等の関係機関と、災害時の栄養・食生活支援体制を検討し、共有する（会議・研修会）	<input type="checkbox"/>
5-3	災害時には衛生環境が悪化することから、日頃から地域で手洗い講習会等を実施するなど衛生知識の普及啓発を行う	<input type="checkbox"/>

2 災害時における対応

(1) 市町における基本的対応

ア 災害発生後から 24 時間以内

項目 番号	業 務	確認
対応項目 1 情報収集		
1-1	市町内の状況把握 ・被災者数（要配慮者） ・ライフラインの損壊状況 ・被災者の食支援状況 ・避難所の設置状況、災害時要配慮者の状況把握	<input type="checkbox"/>
対応項目 2 対策本部との連携		
2-1	備蓄食品の活用・分配 ・支援物資が到着するまで、備蓄を分配する ・備蓄材料の配布方法や状況について、市町災害本部担当者との検討又は情報交換を行っておく	<input type="checkbox"/>
2-2	食料・水供給の支援要請 ・緊急性を要する要配慮者への支援食料の供給について、避難所担当者 と協議し、支援できる体制づくりを行う ・不足する物資や人材を市町災害対策本部や県東健康福祉センターと情 報の共有を図り、支援依頼・調整を行う	<input type="checkbox"/>

イ 災害発生後から 72 時間以内

項目 番号	業 務	確認
対応項目 1 情報収集		
1-1	前日からの変化について、市町内の状況把握 ・被災者数(要支援者) ・ライフラインの損壊状況 ・被災者の食支援状況	<input type="checkbox"/>
対応項目 2 被災者栄養対策の検討・実施		
2-1	災害時要配慮者への対応 ・食事に対する要配慮者の把握 ・支援食料の供給を対策本部担当者と協議し、支援できる体制づくりを 行う ・乳児用ミルク、嚥下困難者用食品、栄養補助食品等の配布	<input type="checkbox"/>

	・市町では対応困難な特殊食品は、県東健康福祉センターへ支援を要請する	
2-2	避難所における巡回栄養相談の計画	<input type="checkbox"/>
対応項目 3 対策本部との連携		
3-1	食料・水供給の支援要請 ・不足する物資や人材を市町災害対策本部と協議し、支援できる体制づくりを行う ・乳幼児ミルク、嚥下困難者用食品、栄養補助食品等の配布 ・市町で対応困難な特殊食品は、県東健康福祉センターへ支援を要請する	<input type="checkbox"/>
3-2	避難所等食料の提供 ・備蓄食品の活用 ・支援食品の活用調整 ・食料供給体制の整備（食料提供、炊き出し、弁当配布の計画・調整）	<input type="checkbox"/>
3-3	炊き出し又は弁当配布の検討・準備 ・食材料の確保、人材の確保、配分方法決定等	<input type="checkbox"/>
対応項目 4 健康福祉センターとの連携		
4-1	応援（派遣）受入調整 ・被災状況により、市町管理栄養士のみで対応困難と思われる場合は、県東健康福祉センターを通じ栄養士の派遣を求める	<input type="checkbox"/>
4-2	弁当調理業者の情報提供依頼	<input type="checkbox"/>
4-3	食中毒予防などの衛生管理への助言指導依頼	<input type="checkbox"/>
対応項目 5 関係機関・団体の支援依頼・調整		
5-1	関係機関・団体への情報提供・連携 ・物的支援・人的支援の依頼・調整を行う	<input type="checkbox"/>
5-2	自衛隊等との連携（派遣された場合） ・支援要請は自衛隊部隊等との連携（給食支援） ・献立、食材調達の調整を行う	<input type="checkbox"/>

ウ 概ね2週間以内・避難所対策が中心の時期

項目 番号	業 務	確認
対応項目 1 情報収集		
1-1	前日からの変化について、市町内の状況把握 ・被災者数（要支援者） ・被災者数（自宅滞在者数） ・ライフラインの損壊状況 ・食料・水供給源（スーパー、コンビニ、個人商店等）の損壊状況	<input type="checkbox"/>
対応項目 2 被災者栄養対策の実施		
2-1	災害時要配慮者への対応 ・避難所対策の継続（栄養補助食品、サプリメントの活用検討を含む） ・市町で対応困難な特殊食品は、県東健康福祉センターへ支援を要請する ・要配慮者の食生活実態調査、評価	<input type="checkbox"/>
2-2	避難所等における巡回栄養相談の実施	<input type="checkbox"/>
2-3	被災者の食生活支援 ・巡回栄養指導を行い、健康状態に併せて支援する ・避難所生活者への栄養アセスメント ・自宅滞在者への支援の検討、実施	<input type="checkbox"/>
2-4	炊き出し又は弁当提供の栄養管理 ・提供食の栄養価の算定、評価	<input type="checkbox"/>
対応項目 3 対策本部との連携		
3-1	・支援食品の活用調整 ・食料供給の訂正整備・強化（弁当配布等の実施及び調整） ・災害救助法の適用調整	<input type="checkbox"/>
対応項目 4 健康福祉センターとの連携		
4-1	派遣された管理栄養士が、効果的に支援活動ができるように、具体的な活動内容や情報を共有する ・支援活動の計画の検討（仮説住宅入居後の対策検討を含む） ・応援（派遣）受入調整 ・食中毒予防などの衛生管理への助言指導依頼	<input type="checkbox"/>
対応項目 5 関係機関・団体の支援依頼・調整		
5-1	関係者（団体）への情報提供・連携	<input type="checkbox"/>

5-2	自衛隊との連携（派遣された場合） ・ 支援要請は対策本部が実施 ・ 献立、食材調達の調整 ・ 徴収時期の検討	<input type="checkbox"/>
-----	---	--------------------------

エ 概ね2週間以上・避難所から概ね仮設住宅入居までの期間

項目 番号	業 務	確認
対応項目 1 情報収集		
1-1	前日からの変化について、市町内の状況把握 ・ 仮設住宅世帯数 ・ 食料・水供給源（スーパー、コンビニ、個人商店等）の状況 ・ 被災世帯の状況	<input type="checkbox"/>
対応項目 2 被災者栄養対策の実施		
2-1	避難所栄養対策の実施	<input type="checkbox"/>
2-2	仮設住宅入居者への食生活支援 ・ 食環境の変化に対応するための支援	<input type="checkbox"/>
2-3	仮設住宅入居者への食生活支援 ・ 訪問栄養指導の実施	<input type="checkbox"/>
2-4	仮設住宅入居者への食生活支援 ・ 食生活指導・運動指導の実施	<input type="checkbox"/>
2-5	被災地域全体への食生活支援 ・ 地区健康教育の実施	<input type="checkbox"/>
対応項目 3 関係機関・団体の支援依頼・調整		
3-1	関係者(団体)への情報提供・連携	<input type="checkbox"/>
対応項目 4 災害時食生活実態調査の実施		
4-1	被災地域全体への食生活支援 ・ 災害時の食生活実態のまとめ等活用	<input type="checkbox"/>

(2) 県東健康福祉センターにおける基本的対応

ア 災害発生後から 24 時間以内

項目 番号	業 務	確認
対応項目 1 情報収集		
1-1	管内市町の状況把握 ・被災者数(要支援者)、ライフラインの損壊状況、被災者の食支援状況	<input type="checkbox"/>
対応項目 2 本庁及び所内連携		
2-1	避難者への提供食の把握をする(内容、数量等)	<input type="checkbox"/>
2-2	被災状況を把握し、必要な物資や人材について市町担当者と協議し、必要な調整を行う	<input type="checkbox"/>
2-3	不足する物資や人材の支援要請状況について県庁へ応援・派遣要請を行う	<input type="checkbox"/>

イ 災害発生後から 72 時間以内

項目 番号	業 務	確認
対応項目 1 情報収集		
1-1	前日からの変化について、被災市町内の状況把握 ・被災者数(要支援者)、ライフラインの損壊状況、被災者の食支援状況	<input type="checkbox"/>
対応項目 2 市町への支援		
2-1	災害時要配慮者への対応 ・被災市町では対応が困難な食材等の要請があった場合、県庁へ要請する	<input type="checkbox"/>
2-2	避難所における巡回栄養相談の計画	<input type="checkbox"/>
2-3	避難所等の環境整備、食品衛生管理の助言	<input type="checkbox"/>
対応項目 3 本庁及び所内連携		
3-1	食料・水供給の支援要請 ・不足する物資や人材を県庁へ支援を要請する ・病者用食品、嚥下困難者用食品、栄養補助食品等の確保・調整	<input type="checkbox"/>
3-2	避難所等食料供給提供の栄養管理指導 ・栄養指導に必要なチラシ等を被災市町と連携して作成・配布する	<input type="checkbox"/>

3-3	炊き出し又は弁当提供へ実施の支援 ・食品製造者、弁当調理業者の情報収集	<input type="checkbox"/>
対応項目 4 関係機関・団体の支援依頼 本庁及び所内連携		
4-1	関係機関・団体等への情報提供・連携 ・物的支援・人的支援の依頼・調整を行う	<input type="checkbox"/>

ウ 概ね2週間以内・避難所対策が中心の期間

項目 番号	業 務	確認
対応項目 1 情報収集		
1-1	前日からの変化について、被災市町内の状況把握 ・被災市町の被災状況変化 ・被災者数（要支援者、自宅滞在者数） ・ライフラインの破壊状況 ・食料・水供給源（スーパー、コンビニ、個人商店等）の破壊状況 ・被災市町の保健（栄養）活動状況 ・管内住民の健康課題	<input type="checkbox"/>
対応項目 2 市町への支援		
2-1	災害時要配慮者への対応 ・被災市町では対応が困難な食料等の要請があった場合、健康増進課へ要請する	<input type="checkbox"/>
2-2	避難所等における巡回栄養相談の実施	<input type="checkbox"/>
2-3	被災者の食生活支援活動の実施に向けた支援 ・避難所等の被災世帯への食生活支援 ・一般世帯への食生活支援	<input type="checkbox"/>
2-4	炊き出し又は弁当提供の栄養管理指導 ・提供食の栄養価の算定、評価	<input type="checkbox"/>
対応項目 3 本庁及び所内連携		
3-1	状況に応じた食料、病者用食品、嚥下困難者用食品・栄養補助食品等の支援要請	<input type="checkbox"/>
3-2	食品製造業者、弁当調理業者との調整	<input type="checkbox"/>
3-3	避難所の環境整備、食品衛生管理への助言	<input type="checkbox"/>
対応項目 4 関係機関・団体の支援依頼 本庁及び所内連携		

4-1	関係機関・団体等への情報提供・連携 ・物的支援・人的支援の依頼・調整を行う	<input type="checkbox"/>
-----	--	--------------------------

エ 概ね2週間以上・避難所から概ね仮設住宅入居までの期間

項目 番号	業 務	確認
対応項目 1 情報収集		
1-1	前日からの変化について、被災市町内の状況把握 ・被災市町の被災状況変化 ・仮設住宅世帯数、食料・水供給源（スーパー、コンビニ、個人商店等）の破壊状況、被災世帯の状況 ・被災市町の保健（栄養）活動状況 ・管内住民の健康課題 ・食生活状況調査	<input type="checkbox"/>
対応項目 2 被災者栄養対策の実施		
2-1	被災地への栄養対策業務の支援	<input type="checkbox"/>
2-2	通常業務の再開への支援	<input type="checkbox"/>
対応項目 3 本庁及び所内連携		
3-1	状況に応じた食料、病者用、嚥下困難者用食品・栄養補助食品等の支援要請	<input type="checkbox"/>
3-2	食品製造業者、弁当調理業者との調整	<input type="checkbox"/>
3-3	避難所の環境整備、食品衛生管理への助言	<input type="checkbox"/>
3-4	応援（派遣）終了に向けての業務体制の整備	<input type="checkbox"/>
対応項目 4 関係機関・団体の支援依頼・調整		
4-1	関係機関・団体等への情報提供・連携 ・物的支援・人的支援の依頼・調整を行う	<input type="checkbox"/>
対応項目 5 災害時食生活実態調査の実施		
5-1	被災地全体への食生活支援 ・災害時の食生活実態のまとめの活用	<input type="checkbox"/>

◆参考・引用文献等

災害時食生活改善活動ガイドライン	兵庫県	平成8年3月
新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン	新潟県福祉保健部	平成18年3月
新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン —実践編—	新潟県福祉保健部	平成20年3月
災害時の栄養・食生活支援マニュアル	独立行政法人国立健康・栄養研究所・社団法人日本栄養士会	平成23年4月
避難生活を少しでも元気に過ごすために	独立行政法人 国立健康・栄養研究所	平成23年4月
災害時の食生活支援のための手引き(改訂版)	みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク/ 岡山県美作保健所勝栄支所	平成24年3月
災害時の栄養・食生活支援マニュアル	山梨県	平成27年3月
災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット	日本小児アレルギー学会	平成29年11月
岐阜県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン(第3版)	岐阜県健康福祉部健康医療課	平成30年
大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン～その時、自治体職員は何をするか～	日本公衆衛生協会	平成30年3月
避難所における食物アレルギー対応様式集(暫定版)	栃木県西健康福祉センター	平成30年3月
避難所における栄養・食生活支援のための資料集	栃木県南健康福祉センター	平成31年3月
災害派遣医療スタッフ向けアレルギー児対応マニュアル	日本小児アレルギー学会	平成31年4月
災害時における行政栄養士活動ガイドライン	兵庫県	令和2年3月
県東健康福祉センター災害時保健医療福祉活動マニュアル	栃木県東健康福祉センター	令和7年1月